

令和3年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

9月17日（金曜日）

令和3年第3回甘楽町議会定例会会議録第2号

令和3年9月17日（金曜日）

議事日程 第2号

令和3年9月17日（金曜日）午後1時07分開議

- 日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 議案第 5 3 号 甘楽町有功者の選定について
- 日程第 3 議案第 5 4 号 甘楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 4 議案第 5 5 号 甘楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5 6 号 甘楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 6 議案第 5 7 号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 甘楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 甘楽町ふるさと伝習館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第 10 議案第 6 1 号 令和2年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 6 2 号 令和2年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 12 議案第 6 3 号 令和2年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 令和 2 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 令和 2 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 令和 2 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 令和 2 年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 7 発議第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書（案）
- 日程第 1 8 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第 1 9 議員派遣の件について
- 日程第 2 0 一般質問 第 1 番 金 田 倍 視（新型コロナ感染に対する児童、生徒
の指導）
- 第 2 番 白 石 豊 樹（ヤングケアラーへの対応について）
- 第 3 番 山 田 邦 彦（コロナで困っている人への支援を）
- 第 4 番 山 田 邦 彦（補聴器の購入補助制度の創設を）
- 第 5 番 山 田 邦 彦（「ゾーン 3 0」の指定を）
- 第 6 番 横 尾 稔（防災力の担い手確保について）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	山田光男君	2番	堀口博君
3番	白石豊樹君	4番	吉田恭介君
5番	横尾稔君	6番	相川忠夫君
7番	金田倍視君	8番	黒澤篤君
9番	中野喜久勇君	10番	富岡朝男君
11番	山崎澄子君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	宇佐美智博君
総務課長	富田浩君	企画課長	田村昌徳君
健康課長	五十里比登志君	住民課長	岩崎佳孝君
産業課長	田中睦宏君	建設課長	小澤嗣生君
水道課長	高橋功君	学校教育課長	秋山勝重君
社会教育課長	齋藤文康君	監査委員	山田利和君

事務局職員出席者

事務局長	丸澤直樹	書記	岡本妙子
------	------	----	------

○開 議

午後 1 時 0 7 分開議

◇議長（中野喜久勇君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 1、諮問第 1 号についてを議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。



○日程第 2 議案第 5 3 号 甘楽町有功者の選定について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 2、議案第 5 3 号を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。



○日程第 3 議案第 5 4 号 甘楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 3、議案第 5 4 号を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○日程第4 議案第55号 甘楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第4、議案第55号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○日程第5 議案第56号 甘楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第5、議案第56号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定さ

れました。

◇

○日程第6 議案第57号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第6、議案第57号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◇

○日程第7 議案第58号 甘楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第7、議案第58号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◇

○日程第8 議案第59号 甘楽町ふるさと伝習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第8、議案第59号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○日程第 9 議案第 60号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 9、議案第 60号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○日程第 10 議案第 61号 令和 2 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 11 議案第 62号 令和 2 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 12 議案第 63号 令和 2 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 13 議案第 64号 令和 2 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 14 議案第 65号 令和 2 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 15 議案第 66号 令和 2 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 10、議案第 61号から、日程第 11、議案第 62号。日程第 12、議案第 63号。日程第 13、議案第 64号。日程第 14、議案第 65号。日

程第15、議案第66号の各議案を一括議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

ここで「決算の審査意見報告」について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、ご登壇して報告を願います。

◇監査委員（山田利和君） 監査委員の山田利和でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長のお許しをいただきましたので、監査委員を代表しまして、各会計の歳入歳出決算審査の経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

それでは、お手元の令和2年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況の審査意見書の1ページをご覧ください。

第1、審査の対象は、令和2年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係調書等でございます。

2ページをご覧ください。

第2、審査の期日は、令和3年8月23日、24日、25日の3日間で実施いたしました。

第3、審査の手続については、1～4に記載のとおり、関係法令に基づき行うものでございます。

なお、審査を行う過程におきましては、必要に応じて担当課長等の説明を求めました。

次に、第4、審査の結果についてですが、1、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であると認められました。2、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められたことをご報告申し上げます。

次に3ページをご覧ください。

第5、決算の概要でございますが、これはお手元に配布されております、令和2年度甘楽町一般会計及び特別会計決算書並びに決算に関する報告書を概要としてまとめたものでありますので、説明は割愛させていただきます。

次に、6ページをご覧ください。

第6、財政健全化判断比率の状況について申し上げます。一般会計及び特別会計の各会計はいずれも実質収支が黒字であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率には該当がなく、健全財政であると認められました。

次に、第7、各会計の審査における意見等を申し上げます。

1、一般会計

(1) 歳入について。町税の収納状況は、収納率が97.4%と昨年よりも0.2%上昇していると共に、前年度よりも収入未済額が減少しているため、収納対策に成果が認められます。

しかし、今後も、悪質な滞納者に対しては、法的措置を講ずるなど、滞納の減少、収納率の向上に引き続き努力をお願いしたいと思います。

また、不納欠損処分に至らぬよう、個々の状況を十分に調査のうえ、その処分については引き続き厳正に運用するよう要望いたします。

町債の発行は、安全安心なまちづくりなどに必要な財源ではありますが、後年度の住民に負担を強いることのないよう、また、将来の安定的な財政運営のためにも、計画的な活用をお願いします。

(2) 歳出について。予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う歳出についても適切に処理されておりました。

今後も引き続き、社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務事業の簡素化、効率化を図り、費用対効果を考慮のうえ、補助事業の見直しにも積極的に取り組まれることをお願いいたします。

続いて、2、特別会計について、審査意見等申し上げます。

(1) 国民健康保険事業特別会計。今年度は実質収支が赤字となり、保険給付費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想されます。

歳入では、国保税現年分の収納率が改善された一方で、収納額全体では、被保険者数の減により減額となっておりますので、今後も、賦課徴収等の強化により、収入確保に努められるよう要望いたします。

また、バランスの取れた事業運営を行うために、医療費の抑制及び健康意識の高揚を図り、財政の健全化に務めるようお願いいたします。

(2) 介護保険事業特別会計。65歳以上の人口に占める、要介護者の認定率は13.7%で、引き続き県平均の17.8%を大きく下回ったことは、予防・支援事業の成果と認められます。要介護高齢者等が、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう、適切なサービス利用の供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援事業等に重点を置き、制度の充実と併せて介護保険財政の健全化を望むものであります。

(3) 農業集落排水事業特別会計。汚水処理施設は、城南・上野地区が27年、天引地区は22年、善慶寺・国峰地区も17年経過により老朽化しております。今後も機能保全のため、施設の改修・更新等が必要と見込まれます。事業化にあたっては、財政を考慮した計画的な執行をお願いいたします。一方で、農業集落排水対象地区から公共下水道対象地区への切換えについても引き続き実施をお願いいたします。

また、本事業は、多額の事業費を投入して実施したものであり、未接続者には早期に接続を行うよう、啓発を要望いたします。

(4) 公共下水道事業特別会計。平成5年から供用を開始した下水道事業は、建設事業費と併せて、今後は維持管理経費の増加が見込まれます。建設にあたっては、整備計画により、国庫補助金等の有効な活用と事業費の平準化をお願いいたします。

また、維持管理費の財源である使用料収入の増加のためにも、未接続者には早期接続を行うよう、継続的に啓発を要望いたします。

(5) 後期高齢者医療特別会計。歳入の主なものには保険料と一般会計繰入金であります。保険料収納率は、99.8%と高く維持されており、収納対策の努力がうかがえました。歳出の98.2%が運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められました。

(6) むすびに。審査いたしました一般会計並びに各特別会計は予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、新型コロナウイルス感染症関連においても適切に対応され、健全財政に努力されたことが認められました。

今後も限られた財源のなかで、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意と工夫をもって予算執行をしていただきたいと思います。特に令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の動向に引き続き注意され、最終年となる第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」に沿って、積極的に事業に取り組まれるよう要望して、歳入歳出決算審査における意見といたします。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長（中野喜久勇君） 報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第61号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第62号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第63号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第64号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第65号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第66号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。



○日程第16 議案第67号 令和2年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第16、議案第67号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

ここで、「決算の審査意見報告」について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、ご登壇して報告を願います。

◇監査委員（山田利和君） 議長のお許しをいただきましたので、甘楽町水道事業会計決算審査の経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

お手元の審査意見書9ページをご覧ください。

第1、審査の対象は、令和2年度甘楽町水道事業会計決算でございます。

第2、審査の期日は、令和3年7月28日でございます。

第3、審査の方法については、1～3に記載のとおり行いました。

なお、審査を行う過程においては、必要に応じて担当課長等の説明を求めました。

10ページをご覧ください。

第4、審査の結果でございますが、1、審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表等の各調書は、法令に準拠して作成されておりました。2、計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸規定に従って適正に執行がなされていることが認められました。

次に、第5、決算の概要については、決算書の要旨をまとめたものでありますので、割愛させていただきます。

11ページをご覧ください。

次に、第6、資金不足比率については、実質黒字のため該当が無く、健全財政であることが認められました。

次に、第7、水道事業会計における審査意見等を申し上げます。

第7、審査における意見等。

(1) 有収率は、令和元年台風19号による配水管の破損等の影響もあり、前年度より若干低下しておりますので、引き続き漏水防止対策を強化し、有収率の向上をお願いいた

します。

(2) 水道料金の滞納額は増加しております。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴う納付猶予を考慮のうえ、健全財政並びに公正公平な立場からも、引き続き適正な給水停止の執行と徴収を要望いたします。

(3) 施設の老朽化対策にあたっては、財政を考慮した計画的な修繕と建設改良工事をお願いします。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願いたいと思います。

むすびに、今後とも、健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の安定供給に向けて、より一層の工夫と努力を望み、令和2年度甘楽町水道事業会計の決算審査意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。

◇議長（中野喜久勇君） 監査委員は自席にお戻りください。

報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

◇

○日程第17 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

◇議長（中野喜久勇君） 日程第17、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

相川忠夫君、登壇して説明願います。

◇6番（相川忠夫君） 発議第4号。令和3年9月17日。甘楽町議会議長、中野喜久勇様。提出者。議会議員、相川忠夫。賛成者。同、吉田恭介。同、山田光男。同、白石豊樹。同、富岡朝男。同、山崎澄子。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月17日。甘楽町議会議長中野喜久勇。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣殿。

◇議長（中野喜久勇君） 提案の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第18 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第18 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

○日程第19 議員派遣の件について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によりお手元に配付しました議員派遣の件についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。

午後1時43分休憩

午後1時49分再開

◇

○日程第20 一般質問

◇議長（中野喜久勇君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第20、一般質問を行います。

質問はあらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。通告書に沿って簡潔にお願いいたします。

最初に、質問番号1を議席7番金田倍視君、登壇の上、質問を願います。

◇7番（金田倍視君） それでは、お願いします。「新型コロナ感染に対する児童、生徒の指導」。

最近は、10代及び10代未満についても、L452Rデルタ株等の変異株により、低年齢層の感染者の急増が見られています。感染経路については、初期のうちは親から子に感染と言われていましたが、最近では子が感染し、家庭に持ち込む事例も増加しているようです。

児童生徒の予防接種が始まりますが、接種を希望しない子にはそれなりの事情があるはずで、子どもは悪気がなくとも無意識のうちに言葉や態度で他人のプライバシーを傷つけてしまうことがあります。児童生徒も、新型コロナについては、インフルエンザ以上の重大関心事でしょう。

従って、感染者や、特にワクチン接種を希望しない人についての差別やいじめがないように、指導、対策に取り組んでいることがありましたら、教えてください。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） それでは、金田倍視議員の「新型コロナ感染に対する児童、生徒の指導」についてのご質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、夏休みに入ってから人流が増加し、変異株による若年層への感染が急速に拡大し、園児や児童や生徒への感染が県内でも連日報告されています。

こうした状況の中、8月の全協でもご報告したとおり、教育委員会では、去る8月19日付で小中学校の保護者へ、2学期の始業に備え、夏季休業中の保護者及び児童生徒の検

温や健康観察の徹底を行い、健康観察表などへの記録を確実に行っていただくこと、また家庭内で発熱や呼吸器症状など風邪症状がある方がいる場合などの登校について控えていただくようお願いをする通知を行い、感染拡大の防止に努めております。

また、感染者へのいじめ、誹謗中傷が発生しないように、各小中学校ともいじめ防止基本方針に沿った道徳の授業、特別活動や教育相談などを通して、児童生徒への指導を行っております。

ご案内のとおり、町では8月6日から12歳以上のワクチン接種予約が開始され、希望する児童生徒のワクチン接種も行われております。

今までは、感染者への配慮を中心に指導を行ってきましたが、議員がおっしゃるとおり、ワクチン接種についても、接種ができない児童生徒もいることから、接種を希望しない人についての差別やいじめがないように、指導、対策に取り組んでいきます。

取組の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（秋山勝重君） 命によりお答えいたします。

一例として、小学校の道徳の授業では、ロールプレイを行い、せきをした友達に対して、ある児童が、「やめてよ。こっちを向いてせきをするの。マスクも外しているし。せきが出るのはコロナにかかっているからでしょ」と言った場面を示して、それを聞いていた「私」を自分に当てはめ、相手の気持ちを思いやり優しく接することを考えさせて、豊かな心を育てる授業などを行っております。

また、参考文献や資料などを用いて、ウイルスがもたらす、嫌悪、偏見、差別がなぜ生まれるのか、これらを防ぐために何か必要なのかを教え、いじめなどが起こらないよう指導を行っております。

甘楽中学校においては、養護教諭がオリジナルのDVDを作成し、生徒へ「お互いをねぎらい、応援し合って、そして助け合い、笑顔あふれる甘楽中でコロナ禍を乗り切ろう」とメッセージを届けております。

この他にも、各学校とも工夫をして、各学年に合った適切な取組を行っております。

教育長の答弁にもありましたように、今までは感染者への配慮を中心に指導を行ってまいりましたが、金田議員のご質問をいただき、ワクチン接種についても差別やいじめがないような指導が必要だと再認識をいたしました。

既往歴などから、ワクチンが接種できない人がいる。そのことを認識させ、接種を希望しない児童生徒への配慮について、いじめが起きないように今後も適切な指導、対策に取り組みますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

金田議員。

◇7番（金田倍視君） 道徳を通して取り組んでいることに深く感謝します。子ども同士というのは悪気のない言葉や態度でも、ハラスメントというのは受け取る方の側なので、その辺が難しいところだと思います。その辺りは、だから相手によっては、セクハラなんかもそうなんですけど、あの人が言ったならいいんだけど、この人だからハラスメントだという、そういう難しいところもあると思います。でも、心にもし傷が付いたとすると、こういう傷は一生残るかもしれません。こじれば、お互いに一生の友達を失っちゃうこともあるかもしれません。そういうことがないように、児童生徒には十分な指導教育を重ねてお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、金田倍視君の質問が終了しました。

次に、質問番号2を議席3番白石豊樹君、登壇の上、質問願います。

◇3番（白石豊樹君） 一般通告書により、質問させていただきます。「ヤングケアラーへの対応について」です。

18歳未満で、勉強や仕事をしながら、慢性疾患、精神・身体・知的などの障がいがある親や兄弟の世話などの介護や家事を担う子どもたちのことをヤングケアラーといいます。自由時間の制限や不登校や学業の時間の圧迫が心配されます。

上毛新聞によりますと、令和2年10月から11月にかけて群馬県内35市町村にヤングケアラーについてのアンケートを実施したところ、5市町村が「ヤングケアラーと思われる子どもがいる」と回答したとのことでした。また、厚生労働省の令和3年4月12日付の資料によりますと、中学2年生で「ケアをしている家族がいる」と回答した生徒は5.7%で、17人に1人という結果でした。1クラスに2人程度いるということになります。

しかし、その実態は表面に出にくく、子ども自身も「家族の世話は当然だ」という雰囲気の下、負担の重さを自覚していない子どもも多いと思われます。

そこで、お伺いいたします。本町におけるヤングケアラーの実情について、また今後の支援の考え方や具体的な方策についてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 白石豊樹議員の「ヤングケアラーへの対応について」のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題に係わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても、表面化しにくい構造となっております。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の健やかな成長や教育に影響があることから、国では、昨年12月から1月にかけて、民間機関に委託してヤングケアラーの実態に関する調査研究を行いました。そして、今年3月に厚生労働省と文部科学省の関係者を構成員とする「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、5月17日に、今後取り組むべき施策として、早期発見、支援策の推進、社会的認知度の向上、この3つを柱とする報告書を取りまとめました。

町では、学校がヤングケアラーの発見の場であると位置付け、準要保護世帯の児童生徒を中心に、学校での様子や教育相談などを通して、家族の介護や身の回りの世話などを行っていると思われる児童生徒がいるのかの確認を学校に依頼しました。

また、検診、介護、障がい等からの情報、民生児童委員や地域からの情報が入る健康課にも確認を行いました。しかし、現在、町にはヤングケアラーはいないと思われま

す。今後の取り組むべき施策として、子どもが安心して学校へ通えるような支援を行うために、学校、民生児童委員や地域と連携をして、まずは早期にヤングケアラーを発見して、必要な支援が適切に行えるような町の関係部署や関係機関と連携して取り組みたいと思っております。ぜひ、ご理解、ご支援を賜りたく、よろしくお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、願います。

白石議員。

◇3番（白石豊樹君） ありがとうございました。

私の方でも、5月17日付のヤングケアラーの支援に向けた、福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの報告につきまして資料はありますけれども、先程申し上げましたというか、お答えもいただきましたけれども、非常に見つけるのが難しいという実情があります。例えば、群馬県内のことについて、先程、上毛新聞の話をしましたけれども、35市町村のうち、ヤングケアラーと思われる子どもがいると回答したのは5市町村だけなんです。でも、実際には調べてみたら、別の方法ですけれども、4.1%とか5.7%とかという結果が出ていますよね。つまり、文部科学省の調べ方はどのように調べたか正確なことは分かりませんが、厚生労働省や文部科学省のところの調査によると、中学2年生で5.7%、1クラスに2人という状況から見ると、あまりにかけ離れた結果になっていると思うんですね。

この辺については、先程説明していただきましたけれども、さらに細かく調べる方法を考えていただいた方がいいかと思いますね。

例えば、地域だとか学校で認知されにくいことが、ヤングケアラーの問題を深刻化させている原因の一つであると。学校の教員は、実は入るのが難しいんだなというふうに思うんですね。私も学校の教員をしたことがあるんですけども、学校の教員は、気になる児童生徒のことを家庭の問題を抱えた子どもだとか、困り事のある子どもだなどという認識はあるのだけれども、家庭内のことで支援が難しいんですよね。本人も、実はその現状に気付くことができない子どももいるんです。そういうものだと思って、子どもの時からやってきたというような子どももいる訳で、それがヤングケアラーの1つの特徴だと思うんですね。介護が日常にあり、家事を手伝う良い子という認識が、周囲にある訳です。でも、その反面で、出席日数だとかの変化、あるいは成績の変化など、気付くタイミングを周囲が見逃してしまうと、後の人生まで影響を与えてしまうというふうなことになる訳ですね。ですから、遅刻、早退、欠席など、非常に大きな問題で、不登校に陥る懸念もある訳で、深刻な問題は学業への支障ともなっていく訳です。まじめな子ほど、家庭を思い、介護に携わり、学業を諦めてしまうということも考えられるので、将来にわたり、大きな影響を与えてしまうと、そういうことになると思うんですね。

ヤングケアラーの話って遠いところのような気がするかもしれませんが、実に近いところにあるということなんです。35市町村のうち5市町村だけがいると回答したというのは、いかななものかと。表面に出づらな家庭の問題ですけれども。

質問したいのは、学校に任せっきりじゃなくて、医療や介護や福祉等の機関における医

療ソーシャルワーカーだとか、介護支援専門員、相談支援員、民生委員などの方々に、対象者の把握と支援について、深く考えていただきたいなというふうに思うんです。そのように考えていただきたいと思うのが1つの質問です。回答をお願いします。

◇議長（中野喜久勇君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 先程の回答でもあるんですけども、まずは国の方の先程述べた政策なんかにもありますように、一番見つけやすいというか、普段子どもと接しているのが教育機関である。そして、私の方でも見つける場の大きなネックが学校であるという認識の下に、先程回答をさせていただきました。

その発見をするということが目的ではないのは、先程のお話のとおりでございまして、現在、学校では、そういう心の関係はスクールカウンセラーがやっておるんですけども、県の方としましても、現在学校には、スクールカウンセラーと今のような支援が必要な子が学校で見つかった場合の支援のためにはスクールソーシャルワーカー、これをそれぞれの教育事務所に複数ずつ配置をしております、学校でケース会議をそれぞれの関係機関等が集まって協議をする。そんな時にも、必ずそういうスクールソーシャルワーカー、この方に福祉の面からも必ず係わっていただくような形を取っております。ですから、前よりは少し子どもたちが守られる、あるいは支援を早く受けられるような体制というのは取っております。常に学校に来る訳ではございませんけれども、そのような形で少しでも支援の方に繋げていくという対策を取っております。

それと、町全体では、先程の答弁にもあったとおり、関係部署、これは見つければ良いという問題じゃなくして、どう支援をしていくかということが大切なことですので、そういう関係部署との連携、そういうものは、今後はさらに強く1つの体制づくりもこれからは求められてくるのかなということは、考えておりますが、まだそういう体制が甘楽町はできていないというのは現状でございまして、そういうつもりで学校も町全体と連携をつくる体制は取っていきたいと思っております。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目がありますか。

白石議員。

◇3番（白石豊樹君） これは質問ではなくて、要望です。このような問題の深刻化を防ぐ鍵の一つとして、介護支援の方々の、つまりその対象者が、年寄りの方だとか、ひとり親の方だとか、体調の悪い方だとか、そういうことだけじゃなくて、その家庭の中の様子

を見ていただけるようにしていただけると、そういうかわいそうな子どもが少しでも救われるんじゃないかと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、白石豊樹君の質問が終了しました。

次に、質問番号3、4及び5を議席第12番山田邦彦君、登壇の上、質問願ひます。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「コロナで困っている人への支援を」「補聴器の購入補助制度の創設を」、そして「ゾーン30の指定を」について、伺います。

まず、「コロナで困っている人への支援を」についてですが、依然としてコロナの猛威は衰えていません。世界中で、いろいろな対策を行っていますが、残念ですが、日本では決定打を見いだせていませんが、いざという時のために、病院や病床、医師や看護師、その他医療関係者や保健所のハードやソフトなどなど、命を守るネットワークを壊してはいけません。こういう教訓は周知ができたのではないかと考えています。

町でも、昨年からたくさんの方々のいわゆるコロナ対策を行っていますが、引き続き行っているものも多々ありますが、拡充も含めて行うべきものがあると思っております。

そこで、まず国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、それぞれの減免措置の拡充をしてはいかがでしょうか。現在では、事業収入や不動産収入、または給与収入のいずれかが前年に比べて30%以上が減少する見込みであることが要件になっています。私は、「前々年」に変更するべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、住宅リフォーム補助。これは大変好評で、すぐに締切りとなってしまいました。ぜひ拡充をしていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

そして、過日、私の家で、小学生を2人預かりました。その際、残念ながら町内には、「ら・ら・かんら」以外に小学生や中学生のいわゆる居場所を見つけることができませんでした。コロナや熱中症対策ができる子どもたちの遊び場や居場所をつくる必要を強く感じました。ぜひつくってはと思っておりますが、いかがでしょうか。屋内で遊べる広い所が必要です。例えば、「木夢館」のようなものがあればいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

その他、町のプランなどがあつたら教えていただきたいと思いますと思っておりますが、町の考えを伺います。

次に、「補聴器の購入補助制度の創設を」について、伺います。

いつも町長は、「子どもは町の宝、高齢者は町の財産」と発言をしています。ぜひ、その方向での対策を力強く進めていただきたいと思いますと思っております。

高齢になると、難聴が原因で、認知症のリスクが高まったり、自動車や防災の警報に気づきにくいなど、いろいろな危険がつきまといまいます。また、コロナで、マスクやシールド越しで話したり、間隔を取っての会話は、以前の1.5倍も聞きづらくなるとの研究の報告もあります。

ぜひ、難聴の実態を調べるために、住民の皆さんの聴力検査をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

その上で、補聴器の必要な人へ補聴器購入の補助を実施するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

住民の皆さんの中には、「人間は、目や耳、口や手足、いろいろあるのに、耳だけ、補聴器のみ補助をするのは不公平だ」と指摘をする人もいらっしゃると思いますが、例えば、目につきましては白内障の手術とその後の眼鏡購入には保険が適用しています。口にある歯は、虫歯や歯周病で歯を損傷し、その後入れ歯を入れれば、これも保険が利いています。手や足も、欠損してもその装具に保険が利きます。さらに、血液に至っても、人口透析が実施でき、保険の対象です。私は、加齢による軽度の難聴の人への補聴器購入も、手や足、口や目の病気と同じように、保険適用にするべきだと考えていますが、現在はそうになっていませんので、町として補助が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、子どもたちにも難聴の人たちがいます。基準があるようですが、そこまで悪くなくても、高齢者と同じように危険にさらされています。ぜひ、補助をと思いますが、いかがでしょうか。

補助額は、全額が理想だと考えていますが、最低でも半額。可能であれば、保険と同じように、本人は1割から3割を負担すること、これは子どもさんは無料となっていますが、そういうようなシステムが良いと思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

最後に、「ゾーン30の指定を」について、伺います。

毎年、通学児童の列に自動車が突っ込んだ、そして死傷者が出た、こういった悲惨な事故が起こっています。

かつて、交通戦争と言われた時代から比べると、その被害者は大変減少していますが、ゼロにはなっていません。

特に、子どもたちが通学途中に交通事故に遭うことは、決してあってはなりません。

そこで、交通事故削減に効果があると言われている「ゾーン30」を指定し、子どもた

ちの安全安心の確保をしようではありませんか。

警察庁のホームページには、「ゾーン30は、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つです。区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制します」としています。

町でも、各小学校を中心にゾーンを決めてはいかがでしょうか。

町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

質問番号3、4及び5について、一括答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山田邦彦議員から3つの質問をいただきました。順次お答えをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

最初に、「コロナで困っている人への支援」についてでありますけれども、世界中で今、猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響は、非常に甚大でありまして、ワクチン接種が進んでいるとはいえ、いまだ日常生活や経済活動に制約のある日々が続いております。

町も、昨年からの感染症対策や、住民の生活支援、そして事業所の経済対策などを行ってきましたけれども、引き続き状況に応じてこれからも迅速に対応していきたいというふうに考えております。

そして、質問の中のまず①番でありますけれども、国民健康保険税そして介護保険料、後期高齢者の医療保険料の減免についてでありますけれども、本減免制度の趣旨は、国民健康保険税の算出の基礎となっている、いわゆる前年の収入に対して、本年の収入が著しく減少すると見込まれる方の負担を軽減することにあります。

国民健康保険税の所得割は、前年の所得額を基にしており、そして均等割、平等割についても、前年の所得等の状況によって軽減することになっております。

前々年の収入と比較して減免するとなると、減少した前年の所得額に基づいて算出された国保税をさらに減免することになり、他の被保険者との間で著しく不均衡となってしまいます。介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましても同様に、前年の所得等の状況により保険料を算出しておりますので、前々年の所得額との収入と比較して減免すること

は考えておりません。

続いて、②番でありますけれども、住宅リフォームの補助拡充についてのご質問でございます。昨年度は、緊急対策として国の交付金を活用して、感染防止対策の支援と地域経済の活性化を図るために、「住環境改善事業」として住宅リフォームの助成を行ってまいりました。

感染防止、そして経済対策との両面において、即効性のある施策としての成果を上げ、山田邦彦議員からは補助金の常設について、昨年、一般質問をいただいたところでもあります。

令和3年度において、継続した地域経済対策として、対象となる改修の範囲を広げ予算化をしており、令和4年度以降につきましても、引き続き地域に仕事を増やすという観点から継続をしていく考えでありますので、このことについてはご理解をいただきたいと思っております。

次に、③の小中学生の居場所づくりについてのご質問ですが、現在策定を進めております甘楽町総合計画の住民アンケートや住民懇談会においても、小学生以上の遊び場が不足しているのご意見もたくさんいただいております。山田邦彦議員ご指摘のとおり、住民ニーズがあることは承知をしておるところであります。

次期総合計画では、子どもの居場所づくりの充実を図れるよう考えていきたいと考えております。

次に、④番ですが、その他のプランでありますけれども、飲食店には、「甘楽町飲食店等営業時間短縮に伴う協力支給事業」として、町単独の支援事業を行っております。県の協力金に合わせて20%分を追加支援としております。

さらに、飲食店にお酒を納品している酒屋さんにも時短の影響等を考慮し、「酒類販売事業者事業継続支援金支給事業」として、5月、8月の営業時間短縮に伴う収入の減額分を解消するため、10万円を上限に支援をしております。

また、昨年に引き続き、甘楽町を離れて暮らしている学生への「ふるさと甘楽仕送り便」を本年度も実施いたします。町内で製造、生産されている食品を詰め合わせて学生の居住地に2回お届けします。今年は、大学生から高校生も対象に拡充をしていきます。

これ以外の支援につきましては、9月中に新たなコロナ支援対策事業を取りまとめる予定であります。これは、昨年同様に国の交付金が追加交付される見込みとなり、これを活用して、深刻な影響を受けている事業者の支援を行うものです。交付金で足りない分は、

一般財源を追加して対応していきたいと考えております。

計画がまとまりましたら、議会にご報告を申し上げ、補正予算の編成をお願いしたいと考えております。

今後も、町の皆さんや議会の声を聞きながら、できる限りの支援をしてみたいと考えておりますので、コロナ対策についてはよろしくお願いを申し上げます。

続いて、「補聴器の購入補助制度の創設を」についてのご質問をいただきました。

まず、聴力検査ですが、現在、特定健診の検査項目に含まれていないことから、住民の皆さんに対しての聴力検査はご質問のように実施しておりません。

しかしながら、妊娠届の際に、新生児聴覚検査受診表をお渡しし、生後2カ月までに聴覚検査を実施しております。

また、3歳児健診の際には、家庭で聴力を確認していただき、心配なお子さんについては耳鼻科診察を受けていただいております。

さらに、就学時の健診においても、聴覚検査を実施し、難聴児童の早期発見に努めているところでございます。

町でも高齢化が進み、いわゆる加齢による老人性難聴により、補聴器を購入する人も増えつつありますけれども、聴覚障害は外見や行動だけではやはり見分けがつかず、どの程度の聴力で補聴器を使えばよいのかは、その人の生活状況等によっても大きく違ってくると思っております。

難聴のタイプも様々で、小さい声が聞こえない方も、また音が不快に聞こえる方など、聞こえづらさも個人差があり、言葉のゆがみを伴う感音難聴の場合は、補聴器を使用してもゆがみを修正することはできないとのことであります。従いまして、それぞれの聴覚障害の度合いに合わせた補聴器が必要となり、その性能の違いや趣向選択する機種によって価格にも大きな差が出てまいります。また、専門医の診察を受けずに直接店頭へ赴き、補聴器を購入する方も少なくありません。

こうしたことから、対象者の把握や範囲、そして補助のあり方については、非常に難しさがあるというふうに考えております。

現在、身体障害者手帳を所持している人には、補聴器購入制度があり、手帳の認定基準については医学的な観点から日常生活の制限程度によって定められ、障がい種別によるバランスも考慮されておりますので、他の身体部位と比較しても特別に下回るものではないと考えております。

耳が聞こえづらくなったことが理由で外出が減ってしまっているという高齢者の方も確かにいらっしゃると思いますので、現在、にこにこ甘楽で開催をしております「にこにこサロン」や地域で開催をされております「おたっしゃ会」にぜひご参加をいただき、認知症予防のためにも多くの皆さんと交流を深めていただければと思っております。

次に、子どもの難聴についてでありますけれども、障がい者認定をされていない、いわゆる18歳以下の皆さんには、購入補助制度があります。

交付を受けるにあたっては、議員がおっしゃるとおり基準がありまして、要綱で補聴器の種類区分により基準価格を設け、その3分の2を補助金として交付しております。標準タイプの補聴器購入については、本人の負担額は3分の1程度となります。

いずれにせよ、人間の五感の一つである聴覚に支障を感じられた場合は、まずは専門医による正しい受診を最優先としていただき、診察結果に応じて障がい者認定を受けていただき、補助金の交付を受けていただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、難聴者への対応は、話し手側の工夫も聞き取りやすさに大きく影響いたします。周りの皆さんの表情や話す際に身振り手振りを交えながら、ゆっくりと正面から明瞭に発するなど、相手への思いやりを心がけることが大切だというふうに思っております。

今後も、情勢に応じた予算確保の下、住民の皆さんの生活支援に取り組みたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、「ゾーン30」のご質問をいただきました。

交通安全対策については、警察署、そして交通指導隊、交通安全協会、安全運転管理者協会、町内小中学校の関係団体と一緒に取り組んでいるところでありますけれども、最も重要な対策の一つが、やはり子どもたちの登下校時の安全対策であります。

各小学校を中心に、「ゾーン30」を指定して、子どもたちの安全安心を確保したらどうかというご質問をいただきました。県内の設置状況は、平成25年度から令和2年度までの期間で、前橋市や高崎市を中心に48カ所が指定をされております。甘楽・富岡地内では、富岡市の高瀬小学校の通学路を含む中高瀬地内と内匠地内、いわゆる富岡インターの北側の2カ所が指定をされています。

現在、町内の各小学校の通学路となっている周辺道路は、歩道のある県道を除いて、すでに30キロ規制がされておりますが、「ゾーン30」が指定されれば、より安全な通学路となりますので、今後、町の通学路交通安全推進協議会等で検討していただきたいと考

えております。

「ゾーン30」の詳細につきましては、この後、交通の担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解をいただきたく、お願いを申し上げます。

私からは、以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 命によりお答えいたします。

国の「第11次交通安全基本計画」では、生活道路における安全確保と地域が一体となった交通安全対策の推進を重視するとして、車道に凸型路面を設置したり、自動車の通行部分の幅を狭くしたりして、自動車の速度を低減させる「物理的デバイス」と呼ばれる、そういった物理的デバイスを組み合わせたゾーン規制の活用が位置付けられております。

国土交通省と警察庁は、8月末に「ゾーン30」をさらに進めた、最高速度30キロメートルの区域規制と物理的デバイスとの適切な組み合わせにより、交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」と設定して、人優先の安全安心な通行空間の整備を進めていくと発表いたしました。

「ゾーン30プラス」の要件は2点で、最高速度30キロメートルの区域規制が実施され、または実施が予定されていること。警察と道路管理者、地域の関係者等との間で、ドライバーの法令遵守意識を十分に高めるための物理的デバイスの設置について、適切に設置され、実施され、または実施が予定されていることです。

「ゾーン30プラス」を設定するには、歩行者等の通行が最優先され、通過交通を可能な限り抑制しますので、地域住民との合意形成が大前提となります。地域住民の要望や地域の抱える実情を踏まえて、警察と道路管理者が緊密な連携を図りながら、適切に区域を設定し、整備計画を共同で策定し、県警察本部に報告することになります。

「ゾーン30プラス」の設定により、交通標識による規制の明確化や、物理的デバイスを組み合わせることで、より安全な通学路となりますので、今後、必要があれば、町の通学路交通安全推進協議会等で検討しまして、地域住民に相談をし、警察と協議を進めたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

質問番号3について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） まず、②と③、そして④は了解しました。

①のことなんですけれども、前々年というふうに話をしたのは、もう町長も分かってられると思うんですけど、去年が著しく収入が減っている訳ですよ。そのうんと減ったところに、さらにまた30%減らす人というのが、いらっしゃるでしょうけど、そこまでいなくても去年と同じ収入だとしても、うんと大変なんですよね。ですから、それを適用といたしますか、する必要あるんだと私は思うんです。

この要綱の中には、いろんなその他にも、これはAですけど、BとかCで具体的な絶対値というのですかね。何割減じゃなくて、いくら以下であれば解消になるよというのがありますから、その隙間の人というんでしょうかね。そんなには少なくないんだけど、一昨年からみるとうんと減った人というのがいらっしゃると思うんです。その辺りをきちんとフォローしていただけると、昨年同様素晴らしいコロナ対策になるんだろうと思うんです。

ぜひ、そういう形での工夫をしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） その辺につきましては、先程答弁したとおりでありますけれども、それを担当しております課長からお答えをさせます。

◇議長（中野喜久勇君） 住民課長。

◇住民課長（岩崎佳孝君） 命によりお答えいたします。

只今の議員さんの質問、前々年から減った方に対してということなんですけれども、そうしますと例えばコロナ以外の人でもその前から同じ人、前年から減った人、前々年から減った人、さらにその前から減っている人と同じ所得ですけれども、保険料に差が出てきて、片方の人は前々年からいた人については減免をします、ただあなたはもっと前から低いんですから減免しませんというふうになってしまいますので、そういう方との均衡性というものが今度は逆に取れなくなってしまうという面があると思われま。そういった方に対して減免いたしますと、全体として国保税の収入も減ってしまいますので、また全体として国保税の税率等の引上げというものに繋がってくることも懸念されますので、今現在では前々年と比較しての減免というものは考えておりません。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） よろしいですか。

山田邦彦議員。

◇12番(山田邦彦君) 2回目でやめようかなと思ったんですけど。私が問題にしているのは、前々年というのを前年とか、いわゆるコロナとは関係ないところのものを計算するんじゃないんですね。去年は、別に前年から見たら、もう9割減だとか、7割減の方もいっぱいいらっしゃるんですよ。その中で、その2割、3割減っている人は、堂々といえますか、正々堂々と申請ができる訳で。去年に減って、去年と同じか、もしかしたら去年よりちょっと増えているかもしれない人が、一昨年から見ればコロナの影響で半分に減っている人もいらっしゃる訳ですよ。その辺りのことを工夫してもらえるといいかなと思ったんです。全部の人に、コロナとは関係なしにいろんなところをやってしまうというふうに聞こえたのであれば、そうでなくて、要するにコロナ前とコロナの直後の去年が1年目、今年が2年目ですから、そこは数字を正直にというんでしょうか。正確にというんでしょうか。やっていただけると、というか、そういうふうにしないと救われない人が出てきてしまうんじゃないかなと思うんですね。

ぜひ、そういうところを見ていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

◇議長(中野喜久勇君) 住民課長。

◇住民課長(岩崎佳孝君) すみません、私もちょっと説明というか、言い方が悪かったかと思います。前々年、それより前からの人というのを減免しようという訳じゃなくて、そういう方と比べると、前々年から減った人と同じ所得で、片方の人はコロナの人は減免します。そうじゃない人はしませんという制度となってしまうので、同じ所得の状況であるのに、片方の人は減免します、そうじゃない人は減免しませんというふうになってしまう不均衡になるのではないかということで、回答させていただきました。ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

◇議長(中野喜久勇君) 以上で、質問番号3が終了しました。

質問番号4について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番(山田邦彦君) 基本的な方向というんでしょうか。それは共通認識で、認識していただければというふうに思っています。

それで、具体的になんですけど、いろんなタイプがあるので、いろいろな施策をするのが難しいという、ざっといってそんな答弁だったと思うんですけど、確かにそういうことなんです。それで、ある意味置き去りにされてしまったのが、それほど重たくないところ

ろの聞こえづらさの人なんですね。ですから、今、日本中でいろいろ問題になっているんだと思うんです。

それにしても、ある程度の基準をつくっていただいて、障がい者の認定にならない人の中で、やっぱりこのぐらいの聞こえ方では不自由だろうという線があると思うんですね。それをやっぱり町長はじめ専門家の方も含めて一定の基準みたいなをつくっていただいて、ここから上は国の補助対象になるけど、ここから次の段階は町で応援しますよというそのゾーンを、さっきのゾーンいくつじゃないけど、つくっていただけるといいなというふうに思うんです。

希望者には、全部聴力検査の参加表というんでしょうか。ワクチンの時の何点かの数字というのと同じようなもので、健診の時の1つのメニューの中で、希望する人にはこの聴力検査を受けることができる。受けた暁には、この数字をもって一番似合う補聴器を買うことができる。それを買った時には、町がどのぐらいかの補助をするというふうなシステムというか、やり方をすると良いと思うんです。

本当に認知症のリスク、多くなって、先程の決算でもありましたけど、甘楽町は優秀ないろんなコロナ体制があるものですから、群馬県の中でも一番軽く済んでいるといいですか、お金もあまりかからずに済んでいたりでするので良いと思うんですけど、その中にまたこういうふうな施策を加えれば、さらにお年寄りが元気で長く過ごしていけるというふうに思うんです。ぜひ、そういう観点で考えていただければ、それほど高いものじゃないと思いますので、検討していただきたいと思うんですが、その辺りのスキームというんでしょうかね。仕組みというか、つくったらいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 議員がおっしゃるとおり、私もそのように思っている訳でありますけれども、一番の難しさはやっぱり基準といいますか、その辺のつくり方だというふうに思っております。

眼鏡でしたら、老眼が始まったら、老眼の視力をこう何かやるぐらいで、すぐ検査できますけれども、聴覚はやっぱり一定程度の静かな所で、人間ドックは箱の中へ入って、音を向こうが出して、聞こえるか聞こえないかと、その検査をしてくれる訳でありますけれども。健診に来た方に、「おばさん、聞こえる」と言ったら、「はい」というような検査ではなかなか基準まではいかないと思いますので、その辺は確かにおっしゃることも分か

りますので、一定程度の基準づくりといえますか、そういうものがどんな形で応援ができるかということは、これからちょっと検討材料にさせていただければなというふうに思っております。お願いします。

◇議長（中野喜久勇君） 質問番号4について、3回目の質問がありましたら。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（中野喜久勇君） よろしいですか。

◇12番（山田邦彦君） はい。

◇議長（中野喜久勇君） それでは、質問番号5について、2回目の質問があったらお願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、山田邦彦君の質問が終了しました。

次に、質問番号6を議席第5番横尾稔君、登壇の上、質問願います。

◇5番（横尾 稔君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして、「防災力の担い手確保について」質問させていただきます。

長引く新型コロナウイルス感染症の急拡大で、外出自粛や人流抑制が今まで以上に強く求められる中、地域の人と人との繋がりが希薄になりつつある現状に不安と危機感を感じます。

今夏のように、記録的な大雨災害に見舞われた各地の報道を目にすると、町民の災害意識を高める取組や、主体的に動ける組織、人材育成が必要と思われれます。特に、地域住民によって構成される消防団は、人員確保に苦勞されているとのことですが、少子高齢化が大きな要因といえども、見逃すことはできません。

国は、現在、一般団員の報酬を年間3万6,500円と算定し、地方交付税に盛り込んでいます。そもそも報酬額の低さを指摘する声があり、総務省、消防庁は、昨年、有識者検討会を設置しています。

町は、消防団員確保に向け、報酬引上げを考えるべきと思われれますが、いかがですか。

災害の知識や技術を持つ防災士の資格者は何人いますか。また、町が補助し、増やす考えはありますか。

以上、質問します。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、横尾議員から「防災力の担い手確保について」のご質問をいただきました。

ご質問にありましたように、消防団は、いわゆる火災発生時の消火活動の他、大雨や地震の際は担当する地域の状況確認や、避難が必要な場合は、町民の皆さんへの避難の呼びかけ、そして誘導、災害箇所の応急復旧等の任務に当たってもらっており、地域の住民にとりましては、非常に身近で頼りになる機関であり、町の防災対策にとっては、消防団は必要不可欠な存在でもあります。

ご質問にありました、国の設置した「消防団員の処遇等に関する検討会」では、「消防団員の報酬等の処遇改善が、団員本人の士気向上や消防団活動に対する家族等への理解を得るために不可欠なものであり、消防団員の確保に繋がっていくものである」としております。地方交付税の基準額である年額3万6,500円を報酬とするように報告をしております。現在、町の一般団員の報酬は3万1,000円でありますので、引上げについて来年度までには検討していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

次に、防災士についての質問でございますけれども、「ぐんま地域防災アドバイザー」に登録している防災士は、町内に2名おります。登録はしていませんけれども、防災士の資格を持っている方も1名いると確認をしておるところであります。

防災士の増員につきましては、町の「国土強靱化計画」に掲載されているように、資格取得の補助制度を昨年度から制定して、補助金を予算措置して、防災士の増員を今、図っているところであります。

今年度につきましては、3名の議員さん、山田光男議員さん、白石議員さん、黒澤議員さんに防災士養成講座に参加をしてもらい、資格取得にご協力をいただいております。

横尾議員にも、地域の防災リーダーとなるため、防災士の増員にぜひご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

横尾議員。

◇5番（横尾 稔君） ありがとうございます。

特に、消防団に関しては、示された3万6,500円にしても、1日100円という1日計算するとそんな数字ですので、非常に昼夜を問わず、下手をすると命がけという形でもありますので、その辺の理解は今後ともより一層思いを寄せてもらいたいと思います。

特に、私がこれを思ったのは、昭和村の村長さんが、消防団の報酬の引上げは、今年の3月に新聞紙上に出したのがきっかけで、やっぱり誰が考えても、この値段じゃかわいそうだな、何かどうにかしなきゃなというのがきっかけでもありました。また、活動内容を見ても、その報酬に見合っていない。町民の代表でもあるし、またそういう防災の中核を担う人たちが、士気を高め、町のために個人財産を守るためにそういう働きに報いるためにも、今後とも報酬に関しては、冷静な判断とそういうものを願いたいと思います。

また、私が今回、消防団に対してと防災力の担い手云々に関して思うことは、特に消防団を中心とはしていますが、地域を守るためには、防災組織や防災会、ましてや防災士、それに女性参加の地方防災会議などに女性の委員の方が多数参加されることが理想かと思われれます。なぜかという、災害に関する災害運営の拠点をつくるにしても、男性だけですと、トイレの問題や乳幼児の問題、粉ミルクの問題、女性の生理の問題という形のものには非常に男の人では難しい面があります。その時に、女性の方々の意見がいかに関係のない避難所運営に充てられるという形のもので出ていますので、ぜひとも第2質問としては、地方防災会議に女性の委員がどのぐらい、またそういうような呼びかけは甘楽町はしているのかということを確認したいと思います。

◇議長（中野喜久勇君） 総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 地域防災会議に女性の委員がいるかということなんですけれども、現在、前回、地域防災計画を策定する時に開いて以来、開いておりません。その時には、女性の委員の方はいなかったと覚えておるんですけれども、今後そういったことは必要と考えております。

避難についても、やっぱり議員さんおっしゃられましたが、今年3月、令和3年3月末に群馬県でつくったんですけれども、「群馬県避難ビジョン」が策定されまして、5年計画で全町村で事業を実施していく訳なんですけれども。その中でも女性という話が出たんですけど、女性だけでなくLGBTの方に対しても、快適、快適というほどでもない、避難するのに躊躇することのないようにという文言も入っておりますので、今後それらを踏まえて、町としても進めていきたいと考えております。

◇議長（中野喜久勇君） 3回目の質問はありますか。

横尾議員。

◇5番（横尾 稔君） ありがとうございます。そのような方向で進めていただけるとありがたいと思います。

もう一つ、第3質問としまして、私が思います支援方法に対して、ちょっとご意見をさせていただきたいと思います。これは、群馬県と渋川市の健康増進を図る機会を提供する、いわゆるアプリを使った特典という形のもので、これが防災力を担う人々に良い点があるのではないかという形で、ちょっとご紹介させていただきます。また、それを聞いてお答えいただければありがたいと思います。

渋川市では、健康事業を展開する東京のタニタとタイアップし、このコロナ禍で運動ができないのを、ウォーキングする形のを活動計というものを持たせて歩くことによってポイントをためていくようなシステムで、例えば男の人が1日5,500歩、女の人が1日4,500歩歩くと10ポイント。健康教室を受講すると20ポイントから100ポイント。健康診断を受診すると300ポイントと、項目ごとにいわゆる町の企画に対して、参加することによってポイントがたまり、コロナ禍でも健康づくりができるという形での企画だそうです。終了後には、2,000円のクオカードがもらえるという。これは何か、参加費を3,000円もらってやっているようですが、非常に消防団や云々の形の補助としては、消防団応援の店という中之条町のポイント制もありますので、もしこの私の今提言しているものが取り入れられたらと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 消防団員にとっては、健康づくりをすることで有利になるようなカードを、アプリを作ってもらいたいということなんでしょうか。ちょっと質問の点が、この防災士と消防団の関係でちょっと合わなかったものですから。どういったことなのか。そういったことが、今後、それは町全体で考えていくことだと思います。DXの推進もこれから進めますので、その中で検討していくことだと思いますので、よろしく願いいたします。

◇5番（横尾 稔君） はい、分かりました。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、横尾稔君の質問が終了しました。

これもちまして、一般質問を終了といたします。



○字句等整理委任の件

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、令和3年第3回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



○町長挨拶

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 令和3年第3回甘楽町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会も10日に開会し、本日最終日を迎えることができました。今定例会におきましては、令和2年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、一般会計では新型コロナウイルス感染症対策事業で、過去に例を見ない合計10回の補正を行い、歳入総額が75億3,275万7,000円、歳出総額が72億2,517万1,000千円という非常に大きな決算額になりました。そして、令和3年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正の予算、人権擁護委員推薦、有功者の承認の人事案件、町廃棄物の処理及び清掃に関する条例外5件の一部改正そして町道路線の認定、それぞれ慎重にご審議をいただいた結果、すべて原案どおりご議決・ご承認を賜りまして誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

本会議の一般質問、そして全員協議会での審議等で寄せられました皆様からのご意見ご提言等を念頭において、町政の執行にこれからも努めてまいる所存でありますので、今後ともご指導ご協力をお願い申し上げます。

よく暑さ寒さも彼岸までと言いますけれども、今年は8月のお盆あたりから曇りや雨の日が非常に多く、例年のように残暑厳しい夏が感じられなかったように思います。夏の風

物詩であります高校野球甲子園では、雨の影響で試合の延期日数が過去最多というニュースが流れるほどの天候不順の夏でもありました。

季節はいよいよ秋に移り過ぎやすくなってまいりました。例年は幼稚園や小学校の運動会がそれぞれ盛大に開催されるなど、スポーツの秋、文化の秋を迎えました。11月の町の産業文化の祭典である産業文化祭も昨年に続き中止となり、多くのイベントが緊急事態宣言の影響を受けております。小学校の運動会についても、当初の予定を延期し、規模を縮小しての方策を考えるようであります。なんとも寂しい限りであります。

現在の町内のワクチンの接種者は8月31日までで68.4パーセントであります。コロナの家庭内感染が増えていることも考慮して、これから若い人達へのワクチン接種と感染防止対策を推進して、一日も早くコロナが落ち着くことを願うばかりであります。

本日は、大勢の傍聴者の皆様にお越しをいただきました。ありがとうございました。長時間にわたり傍聴いただきましてありがとうございました。今後におきましても、町議会や町政に関心を高めていただいて、また議会に参加をいただけるようお願いを申し上げます。

終わりに、季節の変わり目であります。議員の皆様には健康にくれぐれもご留意され、益々のご活躍を賜りますようご祈念を申し上げ閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（中野喜久勇君） 閉会にあたり、議長から一言ごあいさつを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下、10日に開会されました今期定例会は、上程された全ての案件を滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚くお礼を申し上げます。

また、本日は傍聴にお越しいただきました皆様、誠にありがとうございました。

今後においても「開かれた議会」を目指してまいりますので、議会に関心を高めていただき、また参加いただければ幸いです。

結びに、暑くなったり寒くなったりで天候が安定しませんが、これからは段々と秋も深まり山々の木々も色づく、過ごし易い季節となります。議員各位並びに執行各位におかれ

ましては、新型コロナウイルス感染症はもちろんのこと、インフルエンザなどにも充分ご注意を払っていただき、町発展のために、益々ご活躍されますことを心からご祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、令和3年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時10分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 中 野 喜 久 勇

署名議員 吉 田 恭 介

署名議員 横 尾 稔